

環境省リチウムイオン電池火災防止啓発キャラクターの使用に関する規約

令和7年10月8日

(趣旨)

第1条

この規約は、リチウムイオン電池やリチウムイオン電池を使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）による火災事故防止の周知・啓発を目的とした環境省リチウムイオン電池火災防止啓発キャラクター「リチウム蓄電池の疾走」「たぬも」「便利で危険なLiBOT」（以下「キャラクター」という。）を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用の手続き)

第2条

- (1) キャラクターを使用しようとする団体（公的機関・個人事業主を含む。）、企業及び個人（以下「使用者」という。）は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課（以下「環境省」という。）に事前の承認を得なければならない。
- (2) 環境省は、使用者から報告があったときは、第1条の趣旨及び第3条の使用条件等に照らして、キャラクターの使用に問題がないと判断した場合は、これを受理するものとする。

(キャラクターの使用条件)

第3条

- (1) キャラクターの使用は、リチウムイオン電池等による火災防止の取組等を周知・啓発することを目的とするものに限る。
- (2) 営利、宗教及び政治的な目的によるキャラクターの使用を禁止する。
- (3) 法令や公序良俗に反すると認められるような使用を禁止する。
- (4) 他の企業、団体及び個人の商品・サービスを誹謗中傷するような使用を禁止する。
- (5) その他本規約の趣旨に反すると認められるような使用を禁止する。

(キャラクターの使用に関する権利)

第4条

キャラクターの使用に関する一切の権利は、環境省に帰属する。

(キャラクターの使用方法)

第5条

- (1) キャラクターの使用方法は、「環境省リチウムイオン電池火災防止啓発キャラクター使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」のとおりとする。
- (2) キャラクターの使用者は、キャラクターを改変して使用してはならない。ただし、環境省が認めた場合を除く。

- (3) 環境省は、使用者によるキャラクターの使用に当たって、必要に応じて条件又は制限をつけることができるものとする。
- (4) キャラクターの使用方法や表現に十分注意の上、使用者の責任において使用するものとする。
- (5) 使用者は、環境省から別途要請がある場合は、キャラクターの使用実態の報告やキャラクターを使用した対象物の提出等を行わなければならない。

(使用料)

第6条

キャラクターの使用料は、無料とする。

(キャラクターの使用者の義務)

第7条

使用者は、関係法令、本規約、ガイドライン、その他環境省が随時定める規則類を厳格に遵守するとともに、本規約の趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとする。また、使用者は、環境省及びキャラクターの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとする。

(事故、損害、苦情等の処理)

第8条

キャラクターの使用に関して事故・損害・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、環境省は、一切責任を負わないものとする。

(キャラクター使用承認内容の変更)

第9条

使用者は、第2条により承認を受けた内容に変更があった時は、その変更内容を遅滞なく環境省に報告しなければならない。

(是正の措置について)

第10条

使用者が趣旨に反するような行為又は法令及び公序良俗に反する行為を行ったと環境省が認めた場合、本規約、ガイドライン等に違反したと環境省が認めた場合など環境省が必要と認めた場合は、使用者に対して、警告、使用者の公表、イラストを使用した媒体の削除又は回収の要請等、必要な措置を講ずることとする。

(個人情報の取扱いについて)

第11条

本規約により収集する使用者の個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」に基づき、適切に管理する。

(附則)

本規約は、令和7年10月8日から施行する。本規約は、事前の通知なく改訂される場合があり、改訂内容については環境省 HP 等で通知する。